

第5章 計画の運用と推進

5.1 計画期間

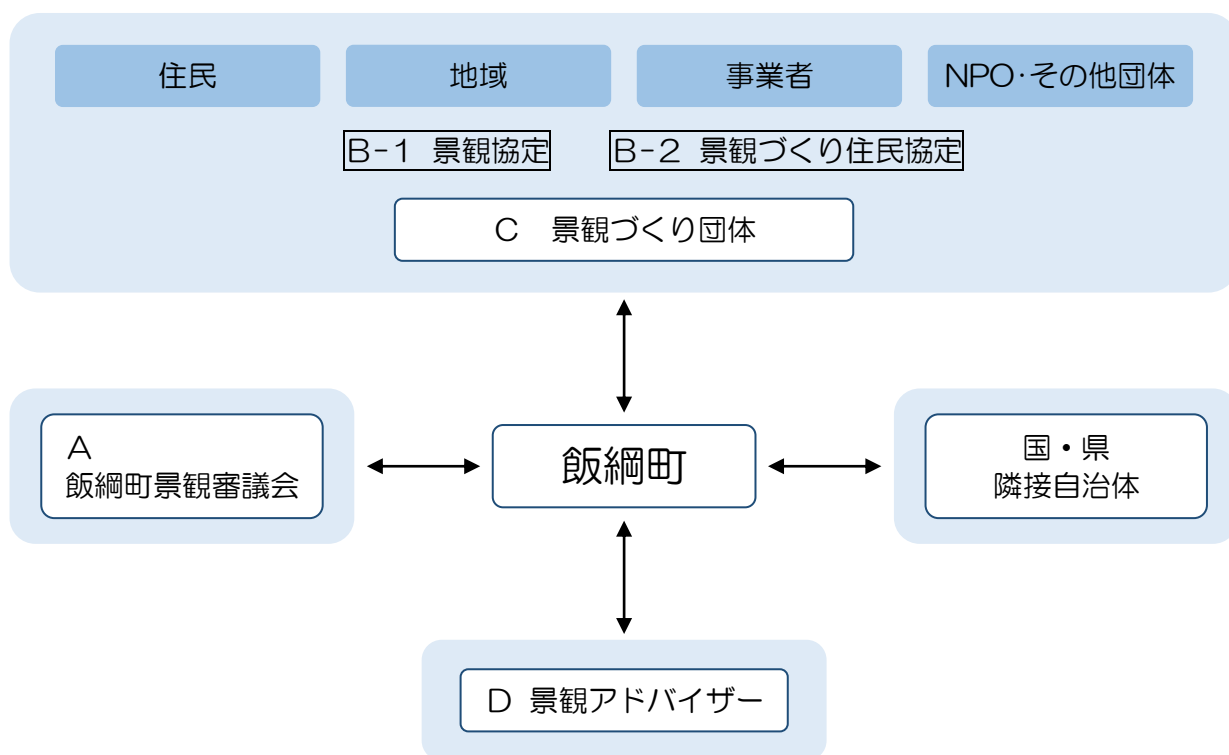
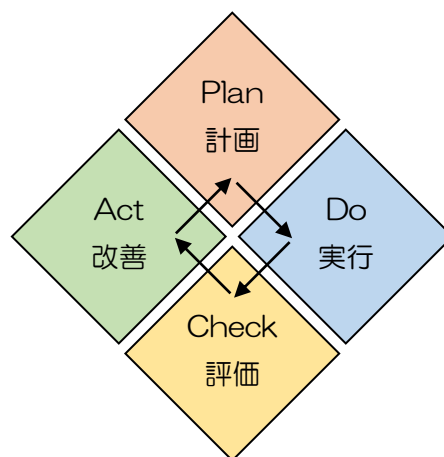
計画期間は令和4年（2022）から令和13年（2031）までの10年間とします。

本計画に示す目標像、方針は長く継承していくことを前提に設定していますが、計画内容は定期的に見直し、社会の要請や情勢の変化への対応や上位・関連計画等との整合等を図るために必要な改定は随時行います。

5.2 運用のしくみと体制

本計画に基づく景観づくりの取り組みは、関連施策との連携を図りながら、PDCAのサイクル（右図）で回し、各主体の実施状況を随時把握して、毎年度又は適期に評価・検証を行い、その効果や進展度に応じて、継続的な改善を図ります。

また本計画の運用にあたっては、下図に示す体制のもとに、必要に応じ、飯綱町景観審議会に諮問し、景観アドバイザーから意見を聴き、関係機関とも協議・連携して、適正化と発展に努めます。



A 飯綱町景観審議会

町長の諮問に応じて、景観に関する様々な事項を調査審議する組織として設置します。

<調査審議事項>

(例)

- ・計画内容の見直しや改定等に関する事項
- ・届出対象行為の景観形成基準への適合に関する事項

B 協定制度

協定は、一定区域内の土地の所有者、地権者の合意に基づいて、地域のより良い景観づくりを図るために、幅広くきめ細かなルールを締結できる制度です。エリアごとの景観形成基準との整合等もふまえて、町長が認定します。

下表に示すとおり、法的根拠や制度制定の背景が異なる2種類の協定制度を設けて、必要に応じて活用を促します。

	B-1 景観協定	B-2 景観づくり住民協定
法的根拠 や制度制定の背景	景観法第81条に基づく制度	長野県景観条例に基づく独自の制度でこれを継承・改良したもの
合意形成	一定区域内の土地の所有者、借地権者の全員の合意	一定区域内の土地の所有者、借地権者の3分の2以上の合意
有効期間の設定	あり	なし
協定に定められる事項	<ul style="list-style-type: none">・建築物の形態意匠に関する基準・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準・農用地の保全又は利用に関する事項・樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項・その他良好な景観の形成に関する事項・上記のうち定めた基準に違反した場合の措置	<ul style="list-style-type: none">・建築物や工作物などの位置、規模、デザイン、色彩、素材等に関すること・屋外広告物の位置、規模、色彩、素材等に関すること・自動販売機の設置に関すること・公園や広場の整備や美化清掃等に関すること・敷地や沿道の緑化や、樹木の保存等に関すること・農地や山林、樹林地、草地等の保全や管理、利用に関すること・その他景観づくりに関すること・協定の名称、期間、運営組織、内容変更の手続きなどに関すること

C 景観づくり団体

良好な景観づくりに資する活動や貢献する団体を、認定基準に照らして町長が認定します。

D 景観アドバイザー

景観に関する様々な事項について、町長が必要に応じて、専門的な見地から助言やアドバイスを求めることができる人材で、一定の任期を定めて（再任可）、町長が委嘱します。

〈助言やアドバイスを求める内容〉

（例）

- ・計画内容に関する事項
- ・届出対象行為の景観形成基準への適合に関する事項
- ・よりよい景観づくりのための技術的な配慮や工夫に関する事項